

# 関西電力(株)美浜発電所3号炉の 設置変更許可申請書に関する審査について

令和2年6月  
原子力規制委員会

# 目次

- |     |                  |      |
|-----|------------------|------|
| 1 . | 審査の経緯            | p. 2 |
| 2 . | 特重施設を構成する設備      | p. 3 |
| 3 . | 所内常設直流電源設備（3系統目） | p. 4 |

## 1 . 審査の経緯

平成25年7月8日 新規制基準施行

新規制基準において、信頼性向上のためのバックアップ対策として、特定重大事故等対処施設（以下「特重施設」という）等を設けることを要求

平成28年10月26日

美浜3号機 新規制基準に適合するための本体施設等<sup>1</sup>に係る工事計画を認可  
(5年後の令和3年10月25日が特重施設の設置期限)

平成30年4月20日

関西電力から、美浜3号炉の設置変更許可申請書を受理（令和2年4月1日及び5月22日補正）

平成30年5月22日～

公開又は非公開の審査会合を実施（計33回<sup>2</sup>）

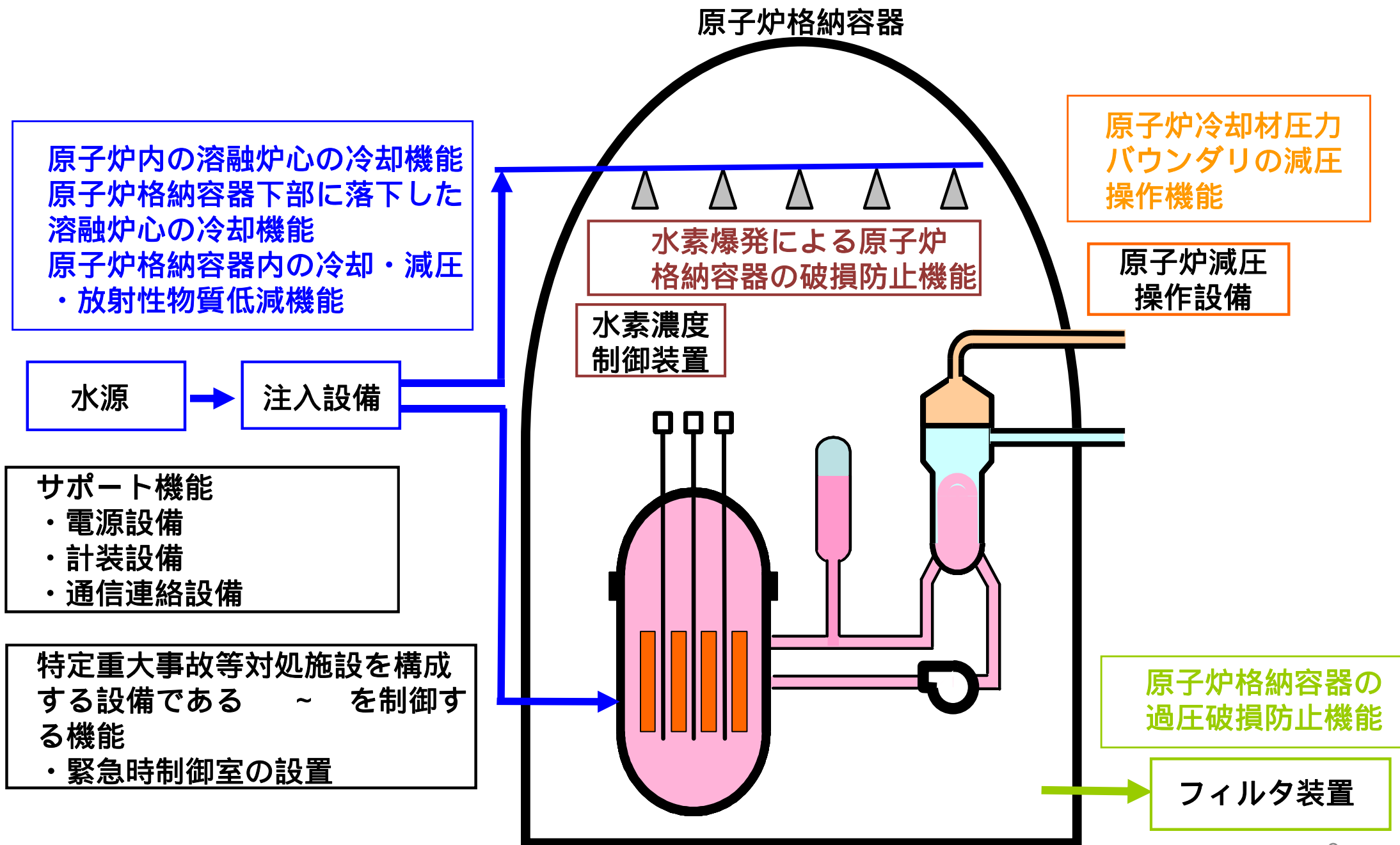
令和2年6月3日

令和2年度第8回原子力規制委員会で、審査結果の案を取りまとめ

1 特重施設等以外の施設及び設備

2 所内常設直流電源設備（3系統目）に関する審査会合1回を含む

## 2. 特重施設を構成する設備



系統構成はイメージ

### 3. 所内常設直流電源設備 (3系統目)

設計基準事故対処設備の電源が喪失 (全交流動力電源喪失) した場合に、重大事故等の対応に必要な設備に直流電力を供給するため、3系統目の所内常設蓄電式直流電源設備として、特定重大事故等対処施設の建屋に、新たに蓄電池 (3系統目) を設置する。

